

1 - 5 住みやすく人が住み着くまち

- 1 - 5 - 1 快適な市街地の形成を進める
- 1 - 5 - 2 良好な住宅地の形成を進める
- 1 - 5 - 3 買い物がしやすく、にぎわいのある楽しい商店街をつくる
- 1 - 5 - 4 道路網やバスなどの交通が充実したまちをつくる
- 1 - 5 - 5 快適な生活空間のまちをつくる
- 1 - 5 - 6 情報環境が整ったまちをつくる
- 1 - 5 - 7 労働環境が充実したまちをつくる
- 1 - 5 - 8 若者を引きつけるまちをつくる
- 1 - 5 - 9 子育てがしやすいまちをつくる
- 1 - 5 - 10 生きる力を育む教育環境の充実したまちをつくる
- 1 - 5 - 11 次代を担う青少年の育成を進める
- 1 - 5 - 12 高齢者・障害者に優しいまちをつくる
- 1 - 5 - 13 人を大切にするまちをつくる

1 - 5 住みやすく人が住み着くまち

基本目標 1 - 5

住みやすく人が住み着くまち

住みやすいまちは、道路や上・下水道などの都市基盤が整っているだけでなく、買い物や職場への利便性、子育て環境、情報の入手のしやすさ、人とのつながりなどの要素が整っていることが必要です。

このため、これまで整備してきた都市基盤や公共施設等を大切に維持・管理することを基本としながら、限られた財源の中で優先順位に基づき必要なものだけを整備していくことが不可欠となっており、自然環境・生活環境の向上を図るための下水道整備や、地域を連絡する幹線道路網、身近な生活道路の整備など、事業の効果を見極めながら計画的な整備を進めます。

一方、我が国の人口は平成 16 年をピークに減少傾向に転じています。今後も生まれてくる子どもはますます減少することが予測され、社会経済の活力や社会保障制度などに深刻な影響を与えと考えられています。

本市においては、人口減少時代に対応した自治体のあり方を認識しながら、地域の活力を維持するため、少子化対策を最重要課題の一つとしてとらえ積極的に取り組む必要があります。このため、子育て支援の強化や幼児教育を含めた教育改革など、少子化対策の積極的な推進を図るとともに、生活基盤の向上、産業の振興による雇用確保、福祉施策の充実など、あらゆる施策において、人口対策を念頭においた施策の展開を図ります。

個別目標

1 - 5 - 1 快適な市街地の形成を進める

にぎわいのある商店街や落ち着いた住宅地など、それぞれの地域に応じた土地利用や都市基盤の整備を計画的に進めます。

1 - 5 - 2 良好な住宅地の形成を進める

地域性を生かし、住み続けることのできる快適な住宅地の整備や、住みやすい住環境への改善を進めます。

1 - 5 - 3 買い物がしやすく、にぎわいのある楽しい商店街をつくる

皆が集まり、買い物がしたくなるような楽しい商業環境の整備に努めます。

1 - 5 - 4 道路網やバスなどの交通が充実したまちをつくる

だれもが不自由を感じることなく市内の移動ができるように、道路網や交通機関の充実を図ります。

1 - 5 - 5 快適な生活空間のまちをつくる

公園や上・下水道、ごみ処理など都市基盤の整った快適なまちづくりを進めます。

1 - 5 - 6 情報環境が整ったまちをつくる

だれもが必要な情報をいつでも身近で手に入れることができるように、基盤整備を進めます。

1 - 5 - 7 労働環境が充実したまちをつくる

だれもが働きやすく、働く人が労働環境に満足できるよう、企業や関係機関への働きかけや支援を行います。

1 - 5 - 8 若者を引きつけるまちをつくる

若い世代のニーズに対応した住宅の供給や雇用の開発などを進め、今後の本市を担う若者の定住を促進します。

1 - 5 - 9 子育てがしやすいまちをつくる

安心して子どもを産み、育てることができるまちを目指し、子育て支援や保健サービスの充実を図ります。

1 - 5 - 10 生きる力を育む教育環境の充実したまちをつくる

学校教育等の中で、子どもがのびのびと勉強や活動をすることができるように、教育環境の整備に努めます。

1 - 5 - 11 次代を担う青少年の育成を進める

心身ともに健やかな子どもたちが育つように、世代や地域を越えて皆で見守る体制づくりを進めます。

1 - 5 - 12 高齢者・障害者に優しいまちをつくる

介護や保護を必要とする人も社会とのかかわりを持ち、高齢者・障害者が元気に活動できる体制づくりを進めます。

1 - 5 - 13 人を大切にするまちをつくる

性別、信条、国籍などに関係なく、すべての人が互いの人権を尊重するような社会の形成を目指します。

1 - 5 住みやすく人が住み着くまち



新しくなった猿橋小学校



あいさつ運動



地区の運動会

1-5-1 快適な市街地の形成を進める

にぎわいのある商店街や落ち着いた住宅地など、それぞれの地域に応じた土地利用や都市基盤の整備を計画的に進めます。

現況と課題

本市は、森林・原野が全体面積の約 9 割を占め平坦部が極めて少ないことから、宅地や農用地などは河岸段丘や山裾の傾斜地などにまで広がっています。また、市街地は、笹子川および桂川沿いに帯状に広がっているため東西に細長く、JR中央本線の 6 つの駅を中心として分散しています。

このようななか、本市では市街地に隣接する形で、民間等により丘陵地の農地や山林への大規模な宅地開発が行なわれてきましたが、一方で市街地においては、住宅と工業施設・商業施設などの土地利用の混在がみられます。また、地形的な制約等から道路の拡幅など都市施設の整備が進まず、合理的な土地利用がなされていない地区もあります。さらに、道路や排水路など都市基盤が整っていない市街地周辺においても、無秩序に宅地化が進行する可能性もあります。

このため、それぞれの地域に応じた土地利用や都市基盤の整備を計画的に進めるとともに、快適な市街地を形成する必要があります。



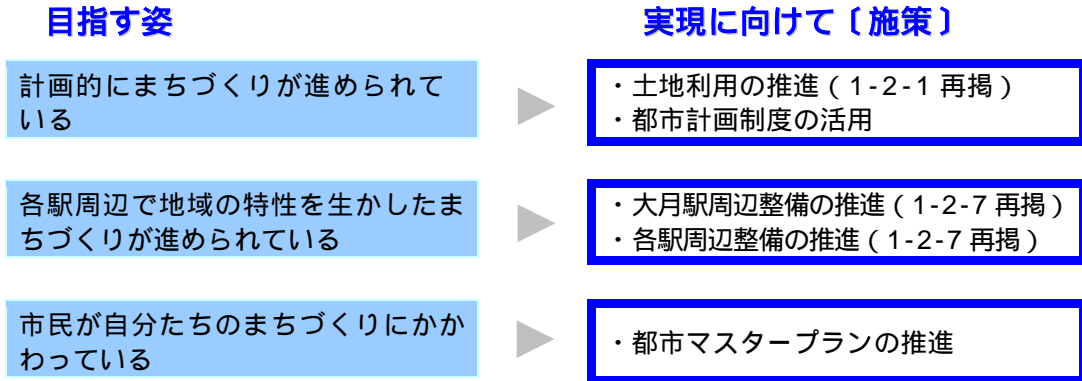
大月駅前



国道 20 号大月バイパス

1 - 5 住みやすく人が住み着くまち

個別目標達成のための施策



施策の方向

計画的にまちづくりが進められている

土地利用の推進(1-2-1 再掲)

- ・活力と魅力に満ちた快適なまちづくりを進めるために、経済活動や市民生活に適合した計画的な土地利用の促進を図ります。
- ・大月駅周辺の土地利用規制の見直しを図ります。

都市計画制度の活用

- ・秩序あるまちづくりを進めていく上で、用途地域など都市計画制度を活用し、土地利用の適正な規制・誘導を図ります。

各駅周辺で地域の特性を生かしたまちづくりが進められている

大月駅周辺整備の推進(1-2-7 再掲)

- ・自然と歴史を取り込んだ大月の顔となるまちなみ景観の整備を推進します。
- ・大月駅北口の開設や、南北自由通路と駅舎の橋上化を行います。
- ・ユニバーサルデザインに基づく施設整備を図ります。
- ・交流拠点としての駅前広場の整備を図ります。
- ・にぎわいのある商店街づくりを推進します。

各駅周辺整備の推進(1-2-7 再掲)

- ・地域活性を推進するため、大月駅以外の各駅周辺の整備を検討します。
- ・各駅周辺の住民が主体となり、駅周辺活性化のサポーターとしてアイデアを出し合い活性化を進めるしくみづくりを検討します。

市民が自分たちのまちづくりにかかわっている

都市マスタープランの推進

- ・民間の活力を生かしつつ、大月市都市マスタープランに基づいた計画的なまちづくりを進めます。
- ・大月市都市マスタープランの見直し等、計画づくりや実施にあたり、市民が主体的にかかわる体制づくりを推進します。

1-5-2 良好な住宅地の形成を進める

地域性を生かし、住み続けることのできる快適な住宅地の整備や、住みやすい住環境への改善を進めます。

現況と課題

本市では、自然の中のゆとりある住宅スペースの確保と良好な居住環境の形成を進めるため、大月市開発行為指導要綱に基づく民間宅地開発の適正な規制・誘導に努めてきました。

また、積極的に公営住宅の整備を推進し、現在までに市営住宅 16 カ所 674 戸（特定公共賃貸住宅 4 戸を除く）、県営住宅 3 カ所 120 戸、低所得勤労者用の雇用促進住宅 1 カ所 80 戸が建設整備されています。今後は、老朽化した市営住宅の計画的再生や社会情勢の変化に対応した公営住宅を整備していく必要があります。

一方、現在では、住宅地や住環境に対して、災害に対する安全性の確保はもとより、少子・高齢化の急速な進行や価値観、家族形態の多様化などに伴う、さまざまなニーズへの対応が求められています。このため、住環境の整備にあたっては、豊かさやゆとりが実感できるとともに、自然環境に配慮しながら、地域特性や社会情勢の変化に応じたきめ細やかな規制誘導を強化していくことが必要となっています。さらに、市内には空き家も目立ってきており、これらの有効活用策を確立することも必要となっています。

市営住宅の現況（平成 18 年 1 月 1 日現在）

（単位：戸・㎡）

地区別団地名		建築年	戸数	構造	敷地面積
初狩町	初狩団地	昭和 42 年	20	簡平	2,797.74
大月町	大月団地	昭和 23 年	8	木造	1,107.56
	花咲団地	平成 10 年	16	中耐	1,847.22
	みどう団地	平成 6 年	20	中耐	1,289.99
	駒橋団地	昭和 30 年～32 年	34	簡平	3,543.73
	仲山団地	昭和 32 年	9	木造	1,652.90
賑岡町	岩殿団地	昭和 43 年	20	簡平	3,202.56
	畑倉団地	昭和 44 年	20	簡平	2,800.24
	浅利団地	昭和 47 年～49 年	26	簡平	9,979.94
	浅利団地	昭和 48 年～49 年	56	中耐	
石動団地	昭和 57 年～62 年	150	中耐	16,668.00	
七保町	下和田団地	昭和 38 年～41 年	44	簡平	5,947.00
猿橋町	殿上団地	昭和 37 年	19	簡平	1,877.00
	梨木ヶ原団地	昭和 39 年～40 年	36	簡平	3,289.00
	アツクメ団地	昭和 53 年～54 年	60	中耐	6,678.00
	恋路団地	昭和 63 年・平成 2 年	60	中耐	8,634.00
富浜町	横吹団地	昭和 51 年～53 年	80	中耐	6,291.49

特定公共賃貸住宅 花咲団地 4 戸含む

（資料：地域整備課）

1 - 5 住みやすく人が住み着くまち

個別目標達成のための施策

目指す姿

安全かつ快適な公営住宅が整備されている

自然と調和した郊外住宅が増えている

実現に向けて〔施策〕

・公営住宅の整備・改善
・シルバーハウジングの整備

・適切な宅地化の誘導
・個性ある住環境の形成
・住みやすい住宅地の供給促進

施策の方向

安全かつ快適な公営住宅が整備されている

公営住宅の整備・改善

- ・市営住宅マスタープランに基づき、市営住宅の建設、建て替え及び改修を計画的に推進します。
- ・市民ニーズに合った市営住宅の計画的な整備を進めます。
- ・県営住宅の建設促進を図ります。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
公営住宅の戸数	794戸	773戸	住民のニーズに合った適正な数の公営住宅を供給します。

シルバーハウジングの整備

- ・住宅施策と福祉施策の密接な連携により、高齢者等の生活に配慮したバリアフリー*化された公営住宅と生活援助員による日常生活支援サービスの提供を併せて行う、高齢者世帯向けの公的賃貸住宅の供給事業を行います。

自然と調和した郊外住宅が増えている

適切な宅地化の誘導

- ・地域特性に応じた良好な市街地を形成するため、開発事業者に理解と協力を求め、開発が市の方針に沿った適正なものとなるよう規制誘導に努めます。
- ・市街地及びその周辺の地域における緑地空間の積極的な保全・創出を図り、緑化などによるまちなみ景観を形成し、ゆとりある快適な生活環境を確保できるよう規制誘導に努めます。
- ・都市計画区域は、用途に応じた適正な土地利用の誘導を図ります。

個性ある住環境の形成

- ・地域に適した景観形成や個性ある快適な住環境を保全・創出するため、住民が主体となって指定する建築協定・地区計画の促進を図ります。
- ・建築協定・地区計画の内容について、広報誌・市ホームページへの掲載やパンフレットの作成・配布等により、広く市民に周知します。

住みやすい住宅地の供給促進

- ・猿橋町桂台地区の住宅開発計画を促進します。
- ・賑岡町ゆりヶ丘地区の宅地開発については、新たな計画により販売を促進します。

*バリアフリー 障害者や高齢者などが社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを取り除いていくこと。

1-5-3 買い物がしやすく、にぎわいのある楽しい商店街をつくる

皆が集まり、買い物したくなるような楽しい商業環境の整備に努めます。

現況と課題

近年の商業活動を取り巻く環境は、消費者ニーズの多様化や消費行動範囲の拡大、店舗立地の郊外化、大型店・量販店の進出等により、地域間・商店間の競争が激化し、厳しい状況にあります。

このようななか、本市の中心市街地である大月駅周辺をはじめとする既存の商店街は、地形的な制約から十分な用地確保が難しく、駐車場の整備や安全性・快適性に優れた街路空間整備等、魅力ある商店街づくりを進めることが難しい状況にあります。このため、廃業・休業による空き店舗が急増し、商店街の空洞化が進んでいます。

今後はさらに、インターネットの利用拡大等による流通環境の変化も予想されるため、空き店舗の活用をはじめ、時代の変化に対応した個々の店舗の経営能力の向上や魅力ある商店街づくりを図り、商業活動の活性化を積極的に促進することが必要となっています。

商業概況の推移

(単位：店舗・人・百万円)

		平成 6 年	平成 9 年	平成 11 年	平成 14 年	平成 16 年
卸売業	商店数	47	42	58	61	47
	従業者数	291	252	243	319	290
	商店販売額	14,349	13,370	8,714	17,299	10,127
小売業	商店数	469	420	384	518	370
	従業者数	1,865	1,853	1,795	1,794	1,681
	商店販売額	24,943	23,648	20,164	26,160	18,353

(資料：商業統計調査)

個別目標達成のための施策

目指す姿

多くの人で商店街がにぎわっている

実現に向けて〔施策〕

- ・ 空き店舗対策の促進
- ・ 魅力ある商業集積の促進
- ・ 各支援団体の育成・強化
(1-3-3 再掲)
- ・ 歩きたくなる商店街づくりの推進
- ・ 共同駐車場・駐輪場の確保

1 - 5 住みやすく人が住み着くまち

施策の方向

多くの人で商店街がにぎわっている

空き店舗対策の促進

- ・空き店舗の利活用等による商業空間の復活を図ります。
- ・新たな出店者への支援を行います。
- ・新たな商業施設の立地を促進します。
- ・まちの活性化に向けた生涯学習や交流の場など、市民の創意工夫に基づく空き店舗の活用を検討します。
- ・駅周辺への魅力ある店舗の誘致を図ります。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
中心市街地空き店舗面積	838㎡	800㎡	商業集積効果により、空き店舗の解消に努めます。

魅力ある商業集積の促進

- ・個性的な店舗の立地を促進します。
- ・駅周辺へ魅力ある商業集積を図るため、話題性のある新規店舗や不足業種を誘致し、業種・業態の適正配置を図ります。
- ・消費者ニーズを的確に把握し、さまざまな方法による商業者と消費者の交流を促進します。
- ・地域通貨の導入を検討します。

各支援団体の育成・強化(1-3-3 再掲)

- ・商工会等支援団体の活動を強化するとともに、経営者意識の高揚や経営相談の充実、研修機会の拡充などを図ります。
- ・地場産業、各組合、商工会および大月短期大学等の連携強化に努めます。

歩きたくなる商店街づくりの推進

- ・だれもが安心して買い物を楽しめるように、道路や歩道だけでなく、総合的なバリアフリー化を推進します。
- ・街路事業や都市計画事業との組み合わせにより、安全・快適で、魅力ある商業環境づくりを推進します。

共同駐車場・駐輪場の確保

- ・共同駐車場・駐輪場の整備拡充や共同店舗と駐車場の一体的な整備を促進します。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
買い物の便利さの満足度	10.1%	30.0%	市内での買い物の利便性を向上し、集客力を高めます。

1-5-4 道路網やバスなどの交通が充実したまちをつくる

だれもが不自由を感じることなく市内の移動ができるように、道路網や交通機関の充実を図ります。

現状と課題

国道 20 号やそのアクセス道路は、通勤・通学の時間帯には慢性的な交通渋滞が発生しているため、国道 20 号大月バイパスの整備が進められ、その一部が供用開始されるなど、その渋滞解消に努めています。今後はさらに、大月バイパスの全線開通や既存の道路基盤を部分改良するなど、効率的な渋滞緩和対策が求められています。

また、市民の生活道路である市道の大部分は、山間部に整備されていることから道路幅員が狭く急勾配な箇所もあり、円滑な交通を確保し緊急自動車の通行を妨げないためにも、今後、計画的な改良・整備を進めていく必要があります。さらに改良にあたっては、歩行者や車椅子、自転車がスムーズにすれ違える歩道幅員の確保のほか、傾斜や段差の解消など、高齢者や障害者を含む利用者にとって利用しやすい生活道路として整備していくことが必要です。

電車やバスなどの公共交通機関は、児童・生徒や高齢者の日常生活における交通手段として、また、観光客の移動手段として欠かせないものです。特に、高齢者の外出機会の増加や、障害者の積極的な社会参加の機会の増大のためにも、公共交通機関の役割は年々大きくなっています。さらに近年では、地球レベルでの温暖化防止対策が求められており、その点からも、自動車に比べて輸送効率やエネルギー効率に優れた公共交通機関の利用の促進が必要です。

しかし一方で、自家用車の普及や少子化の進行により、路線バスの利用者数は減少している状況です。このため、本市ではバス路線の維持・存続と、スクールバスの効率的な運行を目指し、平成 18 年 4 月からスクールバスを路線バスに組み入れた「新バスシステム」を導入するなど、その対応を図っていますが、今後もさらに市民の足の確保対策に取り組んでいく必要があります。

道路の整備状況（平成 17 年 4 月 1 日現在）

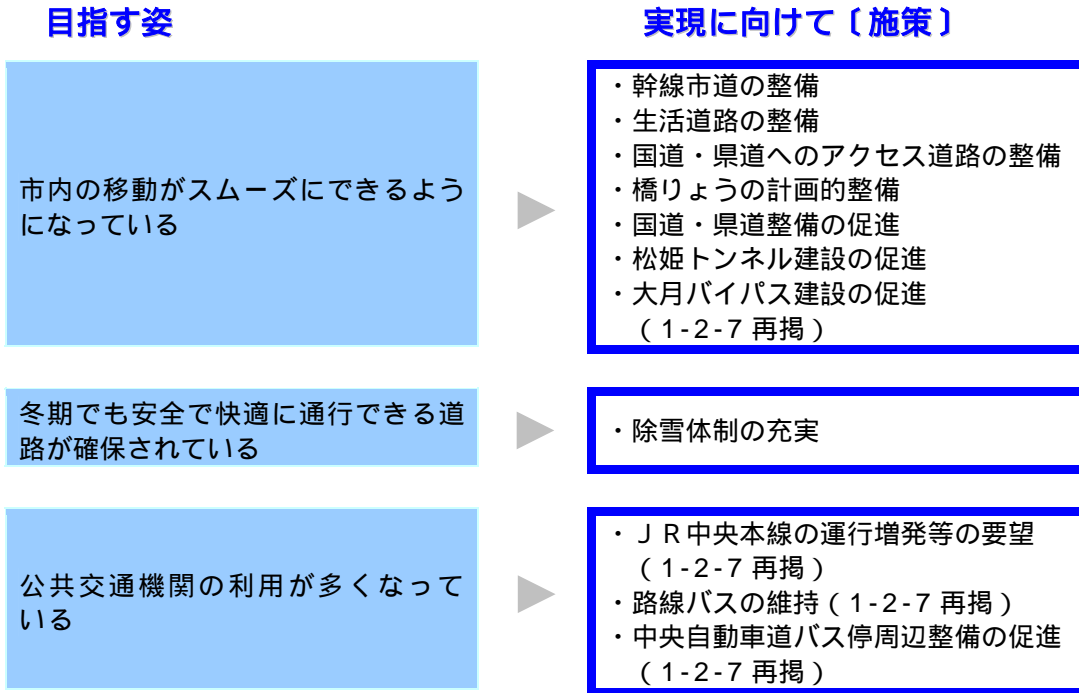
（単位：m・％）

		総数	国道	県道	市道
道路実延長		382,259	56,331	65,970	259,958
構成比		100.0	14.7	17.3	68.0
舗装	延長	316,318	56,331	65,395	194,592
	舗装率	82.7	100.0	99.1	74.9
改良	延長	218,149	31,471	31,745	175,958
	改良率	57.1	55.9	48.1	67.7
自動車交通不能	延長	33,027	0	0	33,027
	交通不能率	8.6	0.0	0.0	12.7

（資料：国土交通省大月出張所・富士・東部建設事務所・地域整備課）

1 - 5 住みやすく人が住み着くまち

個別目標達成のための施策



施策の方向

市内の移動がスムーズにできるようになっている

幹線市道の整備

- ・ 市街地の幹線市道の整備を図り、交通機能および住民の利便性の向上に努めます。
- ・ 狭隘で急峻な市道の整備を行い、安全な交通網を形成します。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
道路の維持改良率	-	20%増	安全な交通の確保と市民生活の向上を図ります。

生活道路の整備

- ・ 住環境を向上させるため、市民生活に密着した生活道路の整備を推進します。
- ・ 子どもから高齢者までだれもが安心して快適に利用できるように道路のユニバーサルデザイン化に努め、歩道の広幅員化やグリーンベルト*の設置、電線の地中化など、景観にも配慮したゆとりある道づくりを推進します。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
生活道路の改良箇所数	-	1か所/年	生活環境の向上を図ります。

1-5-4 道路網やバスなどの交通が充実したまちをつくる

国道・県道へのアクセス道路の整備

- ・国道・県道等に接続する幹線市道を整備し、円滑な交通網を確保します。
- ・国道・県道に接続する渋滞交差点の改良を促進し、交通の安全と円滑化を図ります。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
交差点改良箇所数	-	1か所/年	渋滞を緩和させ、住民の生活環境の向上を図ります。

橋りょうの計画的整備

- ・道路パトロールや老朽化した橋の点検を行います。
- ・調査結果に基づいて耐震補強工事や架け替え等、維持補修を行い、安全性を高め事故防止を図ります。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
橋りょう修繕箇所	-	1か所/年	渋滞を緩和させ、住民の生活環境の向上を図ります。

国道・県道整備の促進

- ・国道・県道の危険箇所・渋滞箇所の解消を要望し改良を図ります。
- ・国道・県道に歩行者に優しい安全な歩道の設置を促進します。

松姫トンネル建設の促進

- ・小菅村等への円滑な交通の確保および活発な交流を推進するため、松姫トンネルの建設を促進します。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
松姫トンネル建設進捗率	0%	90%	安全で円滑な交通が確保され、地域間の交流が強化されます。

大月バイパス建設の促進(1-2-7 再掲)

- ・主要幹線道路である国道20号の大月市街地における交通緩和を図るため、大月バイパス第二工区(国道139号から大月インターチェンジ間)の早期着工を目指し、地元の理解と協力を求めます。
- ・大月バイパスへのアクセス道路について、地域の実情に応じた整備を検討します。

冬期でも安全で快適に通行できる道路が確保されている

除雪体制の充実

- ・短時間での除雪を可能にするため、民間委託先を増やします。
- ・豪雪時に孤立することが予測される集落や高齢者世帯の周辺において、地域住民による除雪ボランティアの組織化を支援します。
- ・地区内での雪捨て場の確保に努めます。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
民間委託先数	26件	50件	短時間での除雪が可能となり、安全な道路が確保できます。
地域ぐるみ除雪対象地区	-	20地区	地域住民の助け合いにより、短時間での除雪が可能となり、早期に安全な交通が可能となります。
雪捨て場の確保	5箇所	20箇所	雪捨て場の増加により、短時間で安全な作業が可能となります。

*グリーンベルト 道路の緑地帯のこと。

1 - 5 住みやすく人が住み着くまち

公共交通機関の利用が多くなっている

JR中央本線の運行増発等の要望(1-2-7 再掲)

- ・ JR中央本線の東京駅までの直通運行や休日のホリデー号の増発等をJRに要請します。
- ・ 現在大月駅が終点になっているJR中央本線快速電車の、初狩駅までの延伸を引き続き要望します。

路線バスの維持(1-2-7 再掲)

- ・ 高齢者や児童・生徒などの日常生活における交通手段として欠かせない路線バスの利用を広く市民にPRし、さらなる利用を促進します。
- ・ 大月市シルバーおでかけバスなどバス利用者の拡大を図るための施策を検討します。
- ・ 市民生活の利便性向上のため、路線バスの循環運行を促進します。

中央自動車道バス停周辺整備の促進(1-2-7 再掲)

- ・ 中央自動車道の高速バス利用の利便性を高めるため、直近道路から猿橋バス停や笹子バス停までのアクセス道路の改善を図ります。
- ・ 高速バス利用者のための駐車場の整備について検討します。
- ・ 安心して安全に利用できるよう、バス停周辺の安全確保を図ります。



新バスシステム

公園や上・下水道、ごみ処理など都市基盤の整った快適なまちづくりを進めます。

現況と課題

快適な生活空間を形成するためには、公園や上・下水道、ごみ処理などの施設やしきみが整っていることが必要です。

このうち公園は、市民にうるおいとやすらぎの場を提供するとともに、環境保全や防災、景観形成など、重要な役割を担っています。現在本市の都市公園*は、岩殿山丸山公園、猿橋近隣公園および山梨県により整備が進められている桂川ウェルネスパークの3箇所があり、合計面積は79.0haとなっています。今後は、バリアフリーへの対応など市民ニーズに応じた施設の拡充・改善を図るとともに、市民との協働による維持管理を検討する必要があります。

一方上水道は、現在、東部地域広域水道企業団による安定した供給を行っています。一方、簡易水道については、平成18年4月現在、市営簡易水道が8ヶ所、地区簡易水道が22ヶ所、小規模簡易水道が11ヶ所となっています。このうち市営簡易水道以外は、集落単位での経営のため事業規模も小さく、施設等の老朽化などに応じた日常の維持管理が困難となりつつあります。このため、東部地域広域水道企業団給水エリア内の簡易水道等については、市民の理解を得ながら企業団への移行を図っていきます。また、東部地域広域水道企業団の給水エリア外の簡易水道についても、整備統合を進めていきます。

下水道については、桂川流域下水道事業計画の関連公共下水道施設整備事業として事業を行っており、全体計画面積777.1haのうち平成14年11月に289.1haの事業認可を得て整備を進めています。しかし、本市の地形的条件から、低宅地域からのポンプアップ施設や河川により隔たれた区域からの河川横断による管路整備等に多くの費用が必要となる場合もあり、必ずしも市内全域をこの事業で行うことが効率的であるとはいえません。また、下水道整備区域外では、合併処理浄化槽整備事業も行っており、この2つの事業を効率的・効果的に推進することが必要となっています。

また、ごみ処理については、平成15年度から再資源化物の本格収集を行っており、ごみの減量化と再資源化に努めていますが、今後さらにリサイクル運動などを推進し、資源の合理的・循環的な利用に向けたシステムを構築していく必要があります。さらに、山間地・林道沿い等へのごみの不法投棄が急増しているため、市内全域にわたり、夜間・休日も含めた不法投棄監視パトロールを強化するとともに、市民・事業者・行政が連携し、不法投棄をなくす運動を展開する必要があります。

上水道等の普及状況（平成17年度）

	上水道 (企業団：大月市分)	簡易水道
計画給水人口(人)	29,800	17,595
給水区域内人口(人)	19,174	10,673
現在給水人口(人)	19,058	10,673
給水戸数(戸)	7,067	3,372
給水普及率(%)	99.3	100.0
施設能力(t/日)	15,000	5,035
取水能力(t/日)	18,570	5,035

(資料：まちづくり推進課)

リサイクルプラザの資源化処理

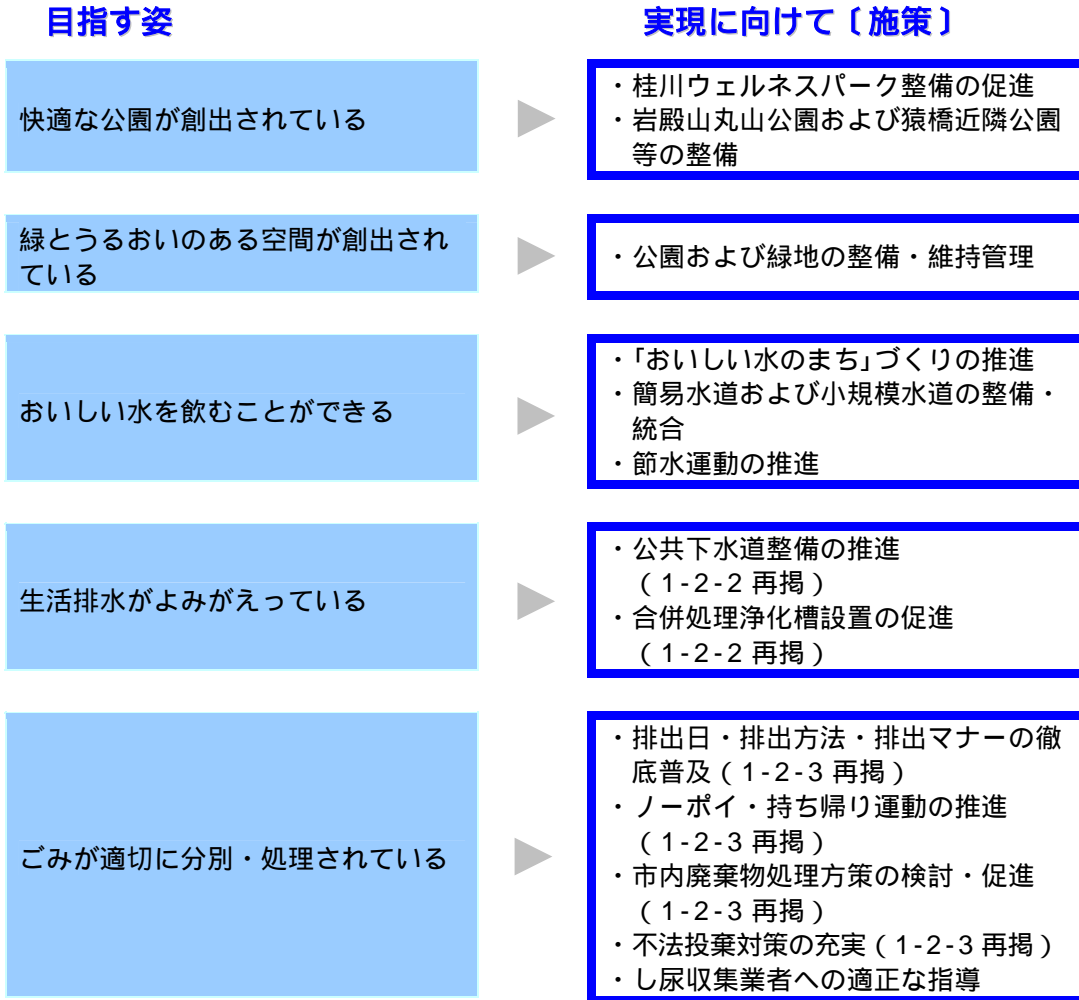
リサイクルごみの種類	資源化処理能力 (平成19年2月現在)
ビン類	7t/5h
カン類	7t/5h
ペットボトル	7t/5h

(資料：大月都留広域事務組合施設概要)

*都市公園 国や地方自治体が設置した都市公園法に基づく公園のこと。

1 - 5 住みやすく人が住み着くまち

個別目標達成のための施策



施策の方向

快適な公園が創出されている

桂川ウェルネスパーク整備の促進

- ・ 多様な機能を有する総合的な公園として整備を促進します。
- ・ テーマである「里山の自然を生かし、健康の増進に寄与し、成長する都市公園」を目指し、市民や利用者などの意見を反映し、愛着をもたれるような公園整備を図ります。
- ・ 地域の人たちがふれあうことのできる場を形成します。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
桂川ウェルネスパークの整備	-	完了	地域の人たちがふれあうことのできる場を形成します。

1-5-5 快適な生活空間のまちをつくる

岩殿山丸山公園および猿橋近隣公園等の整備

- ・大月市のシンボルである岩殿山丸山公園の適切な維持・管理を行い、市民に憩いの場を提供します。
- ・ふれあいの館との一体的な維持・管理を行います。
- ・市民や来訪者が気軽に岩殿山に親しめるように、岩殿山登山道の整備を行います。
- ・猿橋近隣公園の特性を生かし、市立郷土資料館や名勝猿橋とのネットワーク化を推進します。
- ・市街地にあると同時に名勝猿橋に近いので、市民の憩いの場と同時に、来訪者との交流の場となる公園の整備を目指します。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
岩殿山入込者数	18,000人	20,000人	山道等の整備により、登山客の増加を図ります。
名勝猿橋入込者数	87,000人	100,000人	郷土資料館との連携により、利用者数の増加を図ります。

緑とうるおいのある空間が創出されている

公園および緑地の整備・維持管理

- ・老朽化した公園の再整備を行い、市民が安全に利用できる施設の整備を図ります。
- ・地域住民の参画を得ながら、住民ニーズに即した公園・緑地の整備を検討します。
- ・地域住民などのボランティアと行政の協働による管理体制を構築します。
- ・多くの市民の参加と協力を得るために、市民の共有財産である公園に対する意識を高めます。
- ・花や緑に親しみ、余暇を快適に過ごせるような公園整備を推進します。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
ボランティアによる維持管理	3カ所	6カ所	アダプトプログラム等による維持管理を推進します。

おいしい水を飲むことができる

「おいしい水のまち」づくりの推進

- ・水道水源林の保全活動等に取り組みます。
- ・現存する水源、施設等の維持管理に努めます。
- ・将来にわたり安全で安心できる水を安定して供給するため、湧水対策や水道水源の汚染に対する水質保全対策を進めるとともに、施設の耐震化、老朽施設の更新、施設整備を進め、給水サービスの向上を図ります。
- ・飲料水としての安全な水質の保全を図るため、上水道への接続を促進します。

簡易水道および小規模水道の整備・統合

- ・安全で安定した水道水の供給を図るため、東部地域広域水道企業団エリア内の簡易水道については、市民の理解を得て東部地域広域水道企業団への移行を図ります。
- ・東部地域広域水道企業団エリア外の簡易水道、小規模水道については、市民理解を得ながら、整備計画の策定と変更事業認可により整備統合を図ります。

節水運動の推進

- ・合理的な水の使用法の啓発に努めます。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
啓発活動	-	4回/年	合理的な水の使用法の啓発に努めます。

1 - 5 住みやすく人が住み着くまち

生活排水がよみがえっている

公共下水道整備の推進(1-2-2 再掲)

- ・桂川流域関連大月市公共下水道事業計画に基づき、市民の快適な生活環境の創出と河川の水質保全を目的として、公共下水道の整備を推進します。
- ・都市計画区域内においては、「公共下水道施設整備事業」として整備します。
- ・都市計画区域外の終末処理場の周辺は、「特定環境保全公共下水道事業」として整備します。
- ・公共下水道の認可区域内における管路整備を早期に達成します。

合併処理浄化槽設置の促進(1-2-2 再掲)

- ・大月市下水道計画の見直し（縮小）を早期に行い、併せて、生活排水処理計画の見直しの是非を検討します。
- ・公共下水道整備区域外の公共水域の水質保全を図るため、合併処理浄化槽の未設置世帯に対して合併処理浄化槽の設置を促進します。

ごみが適切に分別・処理されている

排出日・排出方法・排出マナーの徹底普及(1-2-3 再掲)

- ・ごみステーションでの分別現地指導を行います。
- ・地元勉強会での分別・排出方法の説明を行います。

ノーポイ・持ち帰り運動の推進(1-2-3 再掲)

- ・広報による、ごみのノーポイ・持ち帰り運動の啓発を引き続き行います。
- ・市民・事業者・ドライバーなどに対する、ごみ捨て禁止の啓発を行います。
- ・空き缶等の散乱防止に向けたポスターの展示を行います。
- ・ごみゼロ運動を実施します。

市内廃棄物処理方策の検討・促進(1-2-3 再掲)

- ・市内事業所、建設工事現場などから発生する産業廃棄物の適切な処理の誘導を推進します。
- ・家庭用生ごみ処理容器および処理機購入者に対し、購入費の一部補助を行い、ごみ減量化を図ります。

不法投棄対策の充実(1-2-3 再掲)

- ・市民、事業者、行政が連携し、廃棄物の不法投棄をなくす運動を展開します。
- ・広報による、地域住民の監視の呼びかけを継続します。
- ・募集・推薦等により、不法投棄監視員の拡大を図ります。
- ・県や近隣市町村と連携し、不法投棄の監視パトロールを強化します。
- ・事業者などを対象に、廃棄物処理に関する法律の周知を図ります。
- ・市内事業所と「情報提供に関する覚書」を結び、防止対策を進めます。
- ・不法投棄防止用看板・防護ネットの設置を進めます。
- ・既存の廃棄物については速やかな撤去に努めます。

し尿収集業者への適正な指導

- ・し尿収集業者へ適切な指導を行い、環境衛生の向上を図ります。

だれもが必要な情報をいつでも身近で手に入れることができるように、基盤整備を進めます。

現況と課題

通信技術・機器の発達や企業・個人レベルでの情報のネットワーク化など、近年の地域の情報化を取り巻く環境は、生活や経済をはじめ社会経済システムを大きく変えつつあります。

現在のインターネット社会は、ブロードバンド*により飛躍的に発展していますが、ブロードバンド未整備地区のインターネット利用者は、その利便性を享受できていない状況です。したがって、本市においても、すべての地域においてブロードバンドを接続できるような環境を整える必要があります。

またユビキタスネット*社会の実現に向け、既存のさまざまな情報のネットワーク化や情報発信基地となる拠点施設の更なる整備・拡充など、地域情報の収集・提供のための整備を進め、市民が自主的・自発的に社会貢献活動ができるようなしくみをつくる必要があります。

一方、現在、県および県内全市町村による共同事業として行政手続きの電子化に向けての取り組みを行っていますが、利用率は伸び悩んでいる状況です。このため、さらに住民等が利用しやすく便利なシステムとなるよう改善していく必要があります。

個別目標達成のための施策

目指す姿

欲しい情報をいつでもどこでも手に入れることができる

情報通信の地域格差がなくなっている

実現に向けて〔施策〕

・情報センターの設置・運営
・情報環境整備の推進

・情報通信基盤整備の推進

*ブロードバンド 大量の情報を、一度により速くやり取りすることができるインターネットの接続網のこと。

*ユビキタスネット いつでも、どこでも、何でも、だれでもがインターネットなどの情報網につながる社会基盤のこと。

1 - 5 住みやすく人が住み着くまち

施策の方向

欲しい情報をいつでもどこでも手に入れることができる

情報センターの設置・運営

- ・市民活動推進のための場を提供し、市民・企業・行政の連携および交流の促進に努めます。
- ・情報のネットワーク化を図り、地域情報の収集・提供のための整備を進め、市民が自主的・自発的に社会貢献活動ができるようなしくみをつくります。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
情報センターの設置	-	設置	情報のネットワーク化を図り地域情報の収集・提供のための整備を進めます。

情報環境整備の推進

- ・高速インターネット（ブロードバンド）の市内全域整備に向け、官民が一体となり推進します。
- ・市役所、出張所等の拠点施設の環境を整備し、市民への情報提供を迅速に行います。
- ・行政手続き・届出・申請等の電子化を推進します。
- ・いつでも市の情報が流れている情報端末の設置を検討します。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
情報公開端末の数	1か所	10か所	より多くの場所で市民に情報を提供できるようにします。
施設のインターネット予約	-	5施設	利用しやすく、便利なシステムの構築を図ります。

情報通信の地域格差がなくなっている

情報通信基盤整備の推進

- ・官民が一体となり、地域情報化基盤の整備・拡充を推進し、高速通信エリア拡大を図ります。
- ・インターネット未利用者等への啓発等の働きかけを行い、情報格差の解消を目指します。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
高速インターネットエリア	5%	100%	だれでもどこでも情報を得ることができる社会を目指します。

1-5-7 労働環境が充実したまちをつくる

だれもが働きやすく、働く人が労働条件に満足できるよう、企業や関係機関への働きかけや支援を行います。

現況と課題

勤労者が快適かつ安心して働くことができる環境づくりを進めることは、勤労者はもとより、地域経済の活性化や人口定着の面からも大変重要なことです。このため、勤労者が文化活動により教養を高めたり、スポーツを通じて健康維持や体力増進を図るなど、生きがいをもって働くことができるような環境づくりが求められています。

本市では東部勤労青年センターを中心として、勤労者に余暇活動の場の提供を行ってきましたが、利用者のニーズの変化に伴い活動内容の見直しが必要となっています。

各職場における労働環境については、本市には中小零細企業が多いことなどから、それぞれの特性を十分ふまえ、週休二日制の一層の普及など勤労者福祉の向上を推進する必要があります。また、高齢化の進行や女性の社会進出、産業構造の変化、情報化の進展などにより、就業環境が変化してきており、高齢者や障害者、女性の就業の場の確保など、時代要請に即した新たな対応が求められています。

一方、ノーマライゼーション*の理念に基づき、障害を持った人たちが社会を構成する一員として社会復帰を目指し、地域の中で心豊かに暮らすことができる地域社会の実現に向けて、平成18年度に策定した「障害福祉計画」に基づき、養護学校やハローワーク、共同作業所等と連携した雇用対策を計画的に推進する必要もあります。

勤労青年センター利用者会員数の推移

(単位：人)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
会員数	100	92	92	124	129

(資料：勤労青年センター)

個別目標達成のための施策

目指す姿

市内で働く人が労働環境に満足している

勤労青年が交流を図る場がある

若者・女性・高齢者・障害者等も働きやすい労働環境が整っている

実現に向けて〔施策〕

・ハローワーク等関係機関との連携
・勤労者福祉活動の支援

・東部勤労青年センター機能の見直し・充実

・障害者の雇用の促進
・中高年齢者・女性・障害者の雇用の促進

*ノーマライゼーション 高齢者も若者も、障害者も健常者も、あらゆる人々がともに暮らし、ともに生きるような社会が正常であるとして、その実現に向けてさまざまな社会条件を整えていこうとする考え方。

1 - 5 住みやすく人が住み着くまち

施策の方向

市内で働く人が労働環境に満足している

ハローワーク等関係機関との連携

- ・ハローワーク（公共職業安定所）や産業間との連携により就業機会の拡大を促進します。

勤労者福祉活動の支援

- ・労働者の健康維持増進のための施設整備を促進します。
- ・週休二日制の一層の普及などを推進します。
- ・関係機関との連携により勤労者の福祉の向上を目指します。

勤労青年が交流を図る場がある

東部勤労青年センター機能の見直し・充実

- ・東部勤労青年センターの施設整備を図るとともに、機能の見直しを行います。
- ・利用者ニーズに対応したスポーツ・文化的活動（教室）などの機能の充実を図ります。

若者・女性・高齢者・障害者等の働きやすい労働環境が整っている

障害者の雇用の促進

- ・障害者雇用連絡会議の活用や、ハローワーク（公共職業安定所）との連携により、ジョブコーチ*やトライアル雇用制度*の周知を図り、就労に結びつく指導・支援を行います。
- ・障害福祉計画に基づき、養護学校やハローワーク、共同作業所等と連携した雇用対策を推進します。
- ・養護学校卒業予定者については、個々の特性に応じた就労支援を推進し、共同作業所や授産作業所など、法定外福祉施設での実習受入を促進するとともに、企業への一般就労を支援します。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
障害者法定雇用率の達成率	-	100%	障害者法定雇用率の達成と、雇用義務のない規模の事業者（従業者56名未満）についても雇用促進を図ります。

中高年齢者・女性・障害者の雇用の促進

- ・中高年齢者の豊富な経験を発揮できる雇用の場の創出と雇用機会の拡大を図ります。
- ・行政による優遇措置など企業に対するPR活動を推進します。
- ・一般企業との連携強化により、若者・高齢者等の就業機会の拡大を図ります。
- ・福祉産業の創出を推進し、女性・障害者等の雇用機会の拡大を図ります。

*ジョブコーチ 障害のある人が仕事につく際に、その人がスムーズに就労できるように支援する職員のこと。

*トライアル雇用制度 ハローワークが紹介する障害者や高齢者など特定の労働者を最大3カ月間試行的に雇用して、企業と労働者が相互に適性を判断し、その後本採用するという制度のこと。

1-5-8 若者を引きつけるまちをつくる

若い世代のニーズに対応した住宅の供給や雇用の開発などを進め、今後の本市を担う若者の定住を促進します。

現況と課題

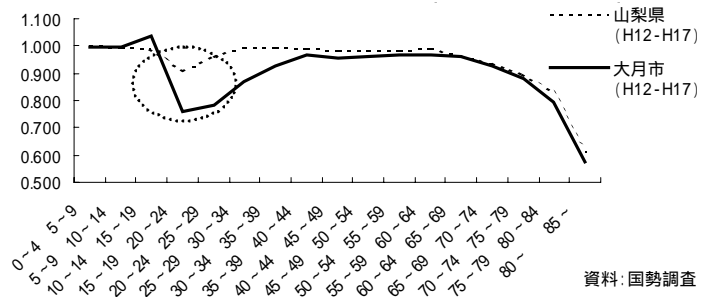
本市は、東京都内への通勤・通学圏に位置しているものの、若い世代の定住があまり進んでいません。その理由としては、市内および近郊に企業が少なくことや、より通勤しやすい場所・生活しやすい場所に住居を求めると、都会生活に憧れている若者が存在することなどが挙げられます。さらに、近年の都心回帰志向とあいまって、本市では若者の流出が顕著になり、このことが人口減少の大きな要因の一つとなっています。

このため、若者に就業の場として既存産業の振興を図るとともに、新たな企業の誘致などを進めることが重要な課題の一つとなっています。

また、少子・高齢化の急速な進行や、価値観、家族形態の多様化など社会情勢が変化するなか、若者を引きつけるような魅力ある住環境の整備・改善を図る必要があります。さらに、東京都心および業務核都市である立川市や八王子市などへの通勤・通学の利便性の高い地域であることを生かせるよう、駅などへのアクセスのための交通網の整備を図る必要があります。

年代別にみた市外への転出入の状況

同じ年代の人数が5年後にどのように変化したかの割合。同じであれば「1」。大月市の場合、10代後半の人が5年後には約3/4に減っている。



個別目標達成のための施策

目指す姿

- 魅力ある職場が近くにある
- 働く場・学ぶ場へのアクセスが便利になる
- 比較的良い条件の場所に安く住むことができる

実現に向けて〔施策〕

- ・工業適地の確保 (1-3-3 再掲)
- ・企業誘致の推進および誘致企業への支援 (1-3-3 再掲)
- ・若者の就職支援 (1-3-3 再掲)
- ・幹線市道の整備 (1-5-4 再掲)
- ・国道・県道へのアクセス道路の整備 (1-5-4 再掲)
- ・国道・県道整備の促進 (1-5-4 再掲)
- ・路線バスの維持 (1-2-7 再掲)
- ・公営住宅の整備・改善 (1-5-2 再掲)
- ・住みやすい住宅地の供給促進 (1-5-2 再掲)
- ・民間賃貸住宅入居者への家賃補助

1 - 5 住みやすく人が住み着くまち

施策の方向

魅力ある職場が近くにある

工業適地の確保(1-3-3 再掲)

- ・ 廃業・撤退により遊休化した工場用地の有効活用を促進します。
- ・ 地形的特性を考慮した新規工場の計画的な配置を検討します。
- ・ 企業間の連携による地場産業の振興を図ります。

企業誘致の推進および誘致企業への支援(1-3-3 再掲)

- ・ 異業種間産業の連携などにより企業立地・誘致を促進します。
- ・ 情報ネットワークの整備により、新たな企業立地を支援します。

若者の就職支援(1-3-3 再掲)

- ・ 山梨県と連携し、若者の就職活動を支援します。

働く場・学ぶ場へのアクセスが便利になる

幹線市道の整備(1-5-4 再掲)

- ・ 市街地の幹線市道の整備を図り、交通機能および住民の利便性の向上に努めます。
- ・ 狭隘で急峻な市道の整備を行い、安全な交通網を形成します。

国道・県道へのアクセス道路の整備(1-5-4 再掲)

- ・ 国道・県道等に接続する幹線市道を整備し、円滑な交通網を確保します。
- ・ 国道・県道に接続する渋滞交差点の改良を促進し、交通の安全と円滑化を図ります。

国道・県道整備の促進(1-5-4 再掲)

- ・ 国道・県道の危険箇所・渋滞箇所の解消を要望し改良を図ります。
- ・ 国道・県道に歩行者に優しい安全な歩道の設置を促進します。

路線バスの維持(1-2-7 一部再掲)

- ・ 通勤や通学における交通手段として重要な路線バスの利用を広く市民にPRし、さらなる利用を促します。

比較的良い条件の場所に安く住むことができる

公営住宅の整備・改善(1-5-2 再掲)

- ・ 市営住宅マスタープランに基づき、市営住宅の建設、建替え及び改修を計画的に推進します。
- ・ 市民ニーズに合った市営住宅の計画的な整備を進めます。
- ・ 県営住宅の建設促進を図ります。

住みやすい住宅地の供給促進(1-5-2 再掲)

- ・ 猿橋町桂台地区の住宅開発計画を促進します。
- ・ 賑岡町ゆりヶ丘地区の宅地開発については、新たな計画により販売を促進します。

民間賃貸住宅入居者への家賃補助

- ・ 市内への住居確保を図るため、民間賃貸住宅に入居する低中堅所得者に家賃の一部を補助し、低額家賃での居住ができる制度の制定に取り組みます。
- ・ 空き家となっている民間賃貸住宅の有効活用を図る対策として、家賃補助制度の制度化を目指します。

安心して子どもを産み、育てることができるまちを目指し、子育て支援や保健サービスの充実を図ります。

現況と課題

近年、働く女性が増え、女性の生き方や考え方が多様化するとともに、結婚や出産に対する考え方も変わってきています。また、核家族化の進展や世代間交流の減少などにより、子育て環境も変化しています。このようななか、乳幼児期の子どもを持つ母親からは、子育てに対する不安や悩みを解消するため、母親同士の交流の場が求められています。

このため本市では、母子保健の充実を図り、特に生後4か月までのすべての乳幼児とその母親に対し、月1回交流する機会を提供するなど、育児支援の強化や虐待予防を図っています。また、大月市子ども家庭総合支援センターでは、子育て情報の提供や子育て相談、親子遊び等の事業を実施しており、多くの子育て家庭に利用されています。さらに、子ども家庭総合支援センターの親子遊び参加者や児童館の利用者に呼びかけ、「母親クラブ」を設立し、市民による自主活動も支援しています。

今後も、妊娠、出産から乳幼児期に悩みを抱えることの多い母親を支援し、家族だけでなく、地域ぐるみで子どもを産み、育てやすい環境を整えるとともに、経済的な負担を減らす施策を充実させる必要があります。

市内保育所の現況（平成17年度末現在）（単位：人・％）

		保育所児童数			職員数
		入所数	定数	入所率	
市立	初狩保育所	45	90	50.0	9
	富浜保育所	93	90	103.3	15
	梁川保育所	16	45	35.6	4
	瀬戸保育所	25	45	55.6	5
	総数	179	270	66.3	33
私立	笹子保育園	17	20	85.0	4
	真木保育園	52	60	86.7	8
	大月保育園	104	90	115.6	20
	ふたば保育園	76	60	126.7	13
	総数	249	230	108.3	45

（資料：子ども家庭支援室）

1 - 5 住みやすく人が住み着くまち

個別目標達成のための施策

目指す姿	実現に向けて〔施策〕
安心して子どもを産むことができる	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠および出産に関する安全・安心の確保と不妊への支援 ・出産育児一時金等の充実（1-4-2 再掲）
子どもの健康が保たれている	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健の推進 ・子育て支援医療費助成の充実（1-4-2 再掲） ・乳幼児期の健康管理の支援（1-4-3 再掲）
子育て環境が充実している	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援計画の推進（1-4-1 再掲） ・若いお母さんへの支援対策の充実（1-4-1 再掲） ・子育て支援体制の充実 ・ひとり親家庭への経済支援および自立支援の充実 ・母子自立支援員による母子家庭等への支援
地域が子育てを見守っている	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ぐるみの見守り体制づくり（1-4-1 再掲） ・学校・家庭・地域の連携強化（1-4-1 一部再掲）
保育所（園）や幼稚園でのびのびと集団生活が身についている	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所および保育園の適正配置の推進 ・保護者負担金の適正化 ・私立保育園運営の支援 ・私立幼稚園運営の支援 ・保育ニーズに対応した特別保育事業の充実 ・保育士等の資質の向上
だれもが必要な支援を受けることができる（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費の助成（1-4-2 再掲） ・自立支援のための諸制度の充実（1-4-2 再掲） ・住宅確保の支援（1-4-2 再掲）

施策の方向

安心して子どもを産むことができる

妊娠および出産に関する安全・安心の確保と不妊への支援

- ・妊娠届出時からの健康管理および相談・教室等を通して安全・安心が得られるよう支援します。
- ・不妊治療は治療費が高額であることから、このとり支援事業として治療費の一部を助成することで経済的負担を軽減します。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
不妊治療の申請件数	3.5件/年	10件/年	事業の周知、内容の見直しを行い申請件数の増加を図ります。

出産育児一時金等の充実(1-4-2 再掲)

- ・少子化対策として、出産育児一時金の充実を図るとともに、支給方法についても医療機関の代理受領などを検討します。

子どもの健康が保たれている

母子保健の推進

- ・子育てに関する意識の高揚、知識の普及を図ります。
- ・乳幼児健診、育児教室などの母子保健事業を充実し、子どもの健やかな成長を支援します。
- ・育児不安の軽減、お母さん同士の交流の機会を増やすなど、安心して子育てができるよう支援します。
- ・子どもが元気で、健康に成長できるよう食育を推進します。
- ・幼児・児童虐待の予防・早期発見・早期支援のための体制づくりを強化します。
- ・軽度発達障害の早期発見と療育・支援に努めます。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
子育てに自信の持てない母親の割合	45.5%	40.0%	不安や悩みを持つことがあっても、楽しく子育てができるお母さんを増やします。

子育て支援医療費助成の充実(1-4-2 再掲)

- ・保護者の経済的負担を減らし、子育てを支援するため小学校6年生までの医療費の助成を行うとともに、支給方法についても窓口の無料化を検討します。

乳幼児期の健康管理の支援(1-4-3 再掲)

- ・乳幼児健診等を通じて健康状態を把握し、疾病や障害の早期発見、健康増進を図ることができるよう支援します。
- ・心身の発達や健康状態に応じ、保育所(園)、幼稚園、学校等関係機関と連携し、支援します。

子育て環境が充実している

子育て支援計画の推進(1-4-1 再掲)

- ・平成16年度に策定した「大月市地域子育て支援計画」に基づき、子育て支援策を推進します。
- ・小学校の適正配置と合わせて、全小学校区へ学童クラブを設置し、児童の安全確保と健全育成、子育て家庭の就労支援を行います。

1-5 住みやすく人が住み着くまち

若いお母さんへの支援対策の充実(1-4-1 再掲)

- ・核家族化の中で子育てに奮闘する若いお母さんを支援するため、子育て支援の各種手当や助成による支援事業を推進します。
- ・大月市子ども家庭総合支援センターによる子育て情報の提供や来所・電話・メール等による子育て相談、「親子遊び」、「ファミリー・サポート・センター」等により子育てを支援します。
- ・ママパパ学級、乳幼児健診、離乳食教室、発育発達相談など、お母さんと子どもを支援するための各種保健事業を推進します。

子育て支援体制の充実

- ・次代を担う児童の増加を願い、出生を奨励するとともに子育てを支援するため、子育て支援手当を支給します。
- ・家庭における生活の安定および次代の社会を担う児童の健全な育成と資質の向上に資することを目的として、小学校修了前の児童を有する世帯に対し児童手当を支給します。
- ・大月市子ども家庭総合支援センターに子育てコーディネーター*を配置し、センターが核となり子育て情報の提供、支援事業を実施し、子育てがしやすいまちを目指します。
- ・育児に関する相談の機会の充実を図ります。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
対象全世帯への児童手当の支給	-	100%	対象世帯の把握を行い、児童手当の給付を行います。
対象全世帯への子育て支援手当の支給	-	100%	対象世帯の把握を行い、子育て支援手当の給付を行います。

ひとり親家庭への経済支援および自立支援の充実

- ・ひとり親家庭に対して、家庭生活の安定や自立の促進を図るため、児童扶養手当の給付・ひとり親家庭医療費の助成を行います。
- ・母子家庭の雇用の安定および就職の促進を図るため、常用雇用転換奨励金、自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進費給付金を給付します。
- ・県の母子福祉資金、寡婦福祉資金の優良返済者に対し、利子分を支給します。

母子自立支援員による母子家庭等への支援

- ・母子家庭、父子家庭、父母のない児童を養育している家庭および寡婦の自立を支援し、生活の安定と向上を図るため、母子自立支援員を置き、生活全般についての相談に応じ、自立に必要な情報提供および指導を行うとともに、職業能力の向上および求職活動等就業についての相談指導等を行います。

地域が子育てを見守っている

地域ぐるみの見守り体制づくり(1-4-1 再掲)

- ・子どもへの声かけ、あいさつ運動を展開するとともに、子どもたちの登下校時間に巡視活動を行うことで地域社会の犯罪抑止力を高め、子どもたちが安心して登下校ができる環境づくりを進めます。
- ・犯罪から身を守るための知識の普及を図ります。
- ・防犯活動団体の育成を図り、地域安全運動を促進します。

学校・家庭・地域の連携強化(1-4-1 一部再掲)

- ・要保護児童対策地域協議会により、地域全体で児童の虐待防止、健全育成を図ります。

*子育てコーディネーター ここでは、情報などの提供を通じて子育てを支援する相談役のこと。

1-5-9 子育てがしやすいまちをつくる

保育所（園）や幼稚園でのびのびと集団生活が身についている

保育所および保育園の適正配置の推進

- ・ 少子高齢化の進行による幼児数の減少に伴い、保育所の適正配置に向けた取り組みを行うことで、効率化だけでなく将来を担う子どもたちの協調性や競争心の向上等に重点を置いた真の保育環境の構築を目指します。
- ・ 社会情勢の変化による多様な保育ニーズに対応できるよう保育体制の充実を図るとともに、保育所の指定管理者制度*の導入について検討します。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
保育所の指定管理者数	-	検討	より良い運営を目指し、公共と民間の役割分担で、民間に出来るものは民間へ移行するよう検討します。

保護者負担金の適正化

- ・ 多様化する保育ニーズに応じ、保育所（園）の保護者負担金の見直しを行い保育の充実を図ります。
- ・ 幼稚園就園奨励費の補助額・補助枠の拡大により、保護者負担の軽減を図ります。

私立保育園運営の支援

- ・ 私立保育園の運営に対し助成し、保育の振興に協力します。

私立幼稚園運営の支援

- ・ 私立幼稚園の運営に対し助成し、幼児教育の振興に協力します。

保育ニーズに対応した特別保育事業の充実

- ・ 特別保育事業*の導入により、障害児保育および延長保育の充実を図り、働く親を支えることと安心して保育所（園）に預けられるよう体制整備を図ります。

保育士等の資質の向上

- ・ 保育士会の研修等により、保育士の資質を高めます。

だれもが必要な支援を受けることができている（再掲）

医療費の助成(1-4-2 再掲)

- ・ 子育て家庭、ひとり親家庭や重度障害者の医療費の自己負担分の助成を行うことにより、世帯の経済的負担の軽減を図るとともに安心・安定した生活を保障します。

自立支援のための諸制度の充実(1-4-2 再掲)

- ・ すべての市民が地域で自立した生活が送れるよう、このとり支援事業、母子自立支援給付金、子育て支援手当、児童手当、児童扶養手当、高齢者支援、心身障害者支援など、手当・助成制度、世帯更正資金等の貸付制度、援護制度など、自立支援のための諸制度の充実を図ります。また、母子・寡婦福祉資金等の県助成制度について情報提供を行います。

住宅確保の支援(1-4-2 再掲)

- ・ 住宅に困窮している低額所得者に、公営住宅を低廉な家賃で提供します。
- ・ 高齢者および障害者の居住環境の改善に努め、安心・安全な住宅環境の充実を図ります。

* **指定管理者制度** 多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とした制度。

* **特別保育事業** 通常の保育所利用の枠を超えて提供されるサービスのことで、延長保育や休日保育等がある。

1-5-10 生きる力を育む教育環境の充実したまちをつくる

学校教育等の中で、子どもがのびのびと勉強や活動をすることができるように、教育環境の整備に努めます。

現状と課題

次代を担う子どもたちが、自然や伝統を大切に、豊かな人間性や能力・個性を伸ばしていくためには、適正な規模の教育環境の中で、児童・生徒一人ひとりの能力・個性に合った教育の充実を図ることが必要です。

本市には現在、小学校 15 校、中学校 5 校がありますが、少子化の影響によりいずれの学校においても児童・生徒数の減少がみられ、この傾向は、今後も進むことが予測されています。

このような状況のなか、社会の変化に対応した新たな学校づくりを目指すという観点から、学校の規模と配置についての適正化を図る必要があります。

大月短期大学附属高校は、これまで地域の教育要請にこたえる大きな役割を果たしてきましたが、開校以来 50 年余が経過し、少子化が進行するなか、生徒の確保が厳しい状況となっています。学校を維持継続するためには、現在の商業科・普通科を合わせて一学年 150 名の定員確保が不可欠であり、そのためには、校舎・体育館等施設整備を図るとともに、県教育委員会との教職員の人事交流を引き続き行い、この学校で学んでみたいと思えるような特色ある学校づくりが必要です。

一方、高等教育を取り巻く状況についても、大学全入学時代が到来し、学生の 4 年制大学志向等により短期大学離れが進んでいます。また、認証機関による大学評価制度の導入など、新たな取り組みも実施されています。このようななか、大月短期大学では、社会的・経済的効果による地域経済の活性化を図るとともに、人的・知的資源の活用による生涯学習を通じた学習機会の提供やボランティア、社会活動への学生の派遣、教員の持つ専門知識の活用など、地域貢献を積極的に進める必要があります。

児童・生徒数の推移（各年 5 月 1 日現在）

（単位：人）

		平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
市立小学校	男	979	976	916	912	877
	女	956	942	925	874	832
	計	1,935	1,918	1,841	1,786	1,709
市立中学校	男	600	561	528	493	501
	女	575	540	493	463	470
	計	1,175	1,101	1,021	956	971
県立都留高等学校	男	470	446	435	420	424
	女	351	377	402	415	410
	計	821	823	837	835	834
大月短期大学 附属高等学校	男	274	274	256	235	199
	女	368	368	368	355	322
	計	642	642	624	590	521
大月短期大学	男	127	150	165	155	147
	女	305	288	293	302	305
	計	432	438	458	457	452

（資料：学校基本調査）

個別目標達成のための施策

目指す姿	実現に向けて〔施策〕
教育基盤が構築され、教育環境が整っている	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校の適正規模・適正配置の推進 ・教育施設整備の充実 ・地域ぐるみの見守り体制づくり（1-4-1 一部再掲）
ふるさと教育や国際理解教育に対応するための特色ある教育ができています	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと教育等の推進 ・国際理解教育の推進
一人ひとりが個性・能力にあった学習・教育を受けている	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊教育*の充実
保護者が望み納得した教育体制で児童・生徒の教育が受けられる	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談体制の充実 ・学校と地域との連携強化
健康的な学校生活を送ることができる	<ul style="list-style-type: none"> ・健康教育の充実および保健管理の徹底
教職員の子どもに対する教育の充実を図ることができる	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の自己研鑽の推進 ・教員宿舎の適切な維持管理
大月短期大学附属高等学校で、充実した高校生活を送ることができる	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程および教育内容の充実 ・進路指導の充実 ・施設設備の計画的な整備 ・教職員の人事交流の促進および研修の充実
多くの入学志願者が大月短期大学を目指している	<ul style="list-style-type: none"> ・将来構想の検討 ・広報活動および進路指導体制の強化 ・短期大学における市民公開講座の充実（1-3-1 再掲） ・リカレント教育の推進 ・施設の計画的な整備

***特殊教育** 心身に障害があるため、通常の教育では十分な教育効果を期待することが困難な子ども達に対して、その障害の状態や特性等に応じた環境を整え、その可能性を最大限に伸ばすために行う教育のこと。

1 - 5 住みやすく人が住み着くまち

施策の方向

教育基盤が構築され、教育環境が整っている

小・中学校の適正規模・適正配置の推進

- ・少子化の影響で児童・生徒の減少が続くなか、小・中学校適正配置審議会の答申を最大限に尊重し、主に老朽化等による校舎建て替え時期に合わせ、効率化だけでなく将来を担う子どもたちの協調性や競争心の向上等に重点を置き、真の教育環境の構築を目指した適正規模等を考慮して適正配置を進めます。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
小学校の適正規模・適正配置の推進	15校	5校	適正配置、適正規模の推進により、効率的な運営を行います。
中学校の適正規模・適正配置の推進	5校	2校	

- ・現在 15 校ある小学校を、適正規模の観点から段階的に 5 校体制に編成します。
- ・現在 5 校ある中学校を、適正規模の観点から段階的に 2 校体制に編成します。

教育施設整備の充実

- ・学校の適正配置に合わせて、学校施設、教材備品、パソコン整備等について計画的に整備・充実を図ります。

地域ぐるみの見守り体制づくり(1-4-1 一部再掲)

- ・子どもへの声かけ、あいさつ運動を展開するとともに、子どもたちの登下校時間に巡視活動を行うことで地域社会の犯罪抑止力を高め、子どもたちが安心して登下校ができる環境づくりを進めます。

ふるさと教育や国際理解教育に対応するための特色ある教育ができています

ふるさと教育等の推進

- ・地域の人材を活用し、自然や伝統、文化を大切にし、ふるさとの良さを伝えるふるさと教育や、環境教育を推進します。
- ・人への思いやりの心や道徳心を育む、福祉ボランティア教育、人権教育を推進します。

国際理解教育の推進

- ・国際社会の中で、日本人としての主体性（日本人らしさ）を育むため、国語などの基礎的学力の向上を目指します。
- ・英語能力の向上と異文化交流により、国際化に対応できる児童・生徒の育成を図ります。
- ・小・中学校へ英語指導助手（AET）を派遣し、小学校においては国際理解教育の実践、中学校では生きた英会話学習を実践し、国際理解教育を充実させます。

一人ひとりが個性・能力にあった学習・教育を受けている

特殊教育の充実

- ・特殊教育の充実を図り、本市の核となる学校に整備・充実を図ります。
- ・言葉に障害を持っているため学習に支障をきたす子どもたちに、個々に応じた指導計画の作成指導を行います。
- ・LD*、ADHD*、高機能自閉症*の児童・生徒への支援体制の強化を図ります。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
特殊教育施設の設置	1校	2校	現在、大月東小学校のみに設置している特殊教育施設を、他校にも設置します。

*LD Learning Disabilities の略で、知的発達に大きな遅れはないのに、聞く、話す、読む、書く、計算するなどの特定の学習面が困難な学習障害のこと。

*ADHD Attention Deficit Hyperactivity Disorder の略で、注意が散漫になったり、落ち着きがなく、衝動的で興奮しやすいなどの症状を持つ 注意欠陥・多動性障害のこと。

*高機能自閉症 3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

1-5-10 生きる力を育む教育環境の充実したまちをつくる

保護者が望み納得した教育体制で児童・生徒の教育が受けられる

教育相談体制の充実

- ・乳幼児期からかかわり就学指導ができる教育センターの充実を図ります。
- ・気軽に教育相談を受けることができる専門家の養成に努めます。
- ・保育園、幼稚園、学校等との連携を図り、就学児の適切な教育環境の整備に努め、就学時に保護者が安心できるような体制を整備します。
- ・いじめ、不登校、非行、問題行動などの防止や早急な解決のために、各学校や市の相談機関等に専門のカウンセラーを適正配置し、教育相談体制の整備を図ります。

学校と地域との連携強化

- ・学校運営に、地域住民のかかわりを強化するために、PTAの充実や学校評議会の設置を検討します。
- ・あいさつ運動を展開し、明るく礼儀正しい学校づくりに努めます。
- ・学校と地域が連携・協力して行うボランティア活動の推進を図ります。

健康的な学校生活を送ることができる

健康教育の充実および保健管理の徹底

- ・健康的な学校生活および円滑な学校運営のため、全児童・生徒、教職員を対象に健康診断を行います。

教職員の子どもに対する教育の充実を図ることができる

教職員の自己研鑽の推進

- ・教職員の自己研鑽や、東部地区人事交流の活性化を図ることで、教育内容の充実を図ります。

教員宿舎の適切な維持管理

- ・教職員が学校の近くに仮宿し、地域を理解しながら、子どもたちに大月という地域を題材にした教育に力を入れていけるような、住環境の整備を図ります。
- ・富士見台・百蔵・浅利・強瀬の4つの教員宿舎を保有していますが、中でも富士見台および浅利宿舎は施設の老朽化が進んでいることから、計画的に教員宿舎の修理・改善等を行い、適切な管理運営を行います。

大月短期大学附属高等学校で、充実した高校生活を送ることができる

教育課程および教育内容の充実

- ・生徒一人ひとりを大切に、規律ある生活習慣を身につけさせ、生徒の自己実現を図るとともに、実力と自信をつけ、進路実現できるよう指導します。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
生徒数の確保	147名	150名	魅力ある学校を目指し、生徒数の増加を図ります。

- ・校内情報ネットワークを活用した教育の推進を図ります。
- ・魅力ある学科の設定、多様な教育課程の編成などについて、研究・検討します。

進路指導の充実

- ・次代を担う有為な人材を育成するため、インターンシップ*の充実を図ります。
- ・短期大学との連携により、生徒が短期大学の授業を受講することで、高等教育が体験できる環境を整備します。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
インターンシップ 協力企業数	58社	100社	多種のインターンシップを体験できるよう協力企業数の増加に努めます。

- ・生徒一人ひとりが自ら進路を決め、その実現のために努力する姿勢を育てます。
- ・綿密な指導計画を立て、希望進路の実現を図ります。

1 - 5 住みやすく人が住み着くまち

施設設備の計画的な整備

- ・安全で快適な学習のできる環境を整備します。
- ・大月短期大学との併設解消を検討します。
- ・校内情報ネットワークを整備します。
- ・図書館の蔵書の充実を図ります。

教職員の人事交流の促進および研修の充実

- ・県教育委員会との教職員の人事交流を促進します。
- ・期間採用教職員の解消を図ります。
- ・市内に住む退職教職員の活用を図ります。
- ・教職員、PTA、生徒による学校評価システムを促進します。

多くの入学志願者が大月短期大学を目指している

将来構想の検討

- ・大月短期大学の「経済」系から発展した学科再編について検討します。
- ・社会の発展、市民の福祉に寄与する優れた人材を育成・輩出します。

広報活動および進路指導体制の強化

- ・年2回のオープンキャンパス*や県内外の高等学校への学校訪問など、広報活動を引き続き行います。
- ・今後も負担の軽い修学費用、編入学に強い短大という、大月短期大学の特長を生かす広報活動を進めていきます。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
志願者数	312名	350名	魅力ある学校を目指し、志願者数の増加を目指します。

短期大学における市民公開講座の充実(1-3-1 再掲)

- ・高等教育機関が有するノウハウを積極的に開放することにより、市民との連携のもと、豊かな地域社会づくりに寄与します。
- ・市民の多様化・専門化する学習ニーズに応え、特別聴講生や市民へのリカレント教育などにより大学の教育内容を広く提供します。
- ・県が主体となって実施している「県民コミュニティカレッジ」の一環である公開講座を積極的に活用します。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
大月短大の公開講座に参加している市民	0.8%	1.0%	生涯学習の場として市民ニーズに対応すべく講座の充実を図り、多くの住民に教育の場を提供する。

リカレント教育の推進

- ・学習機会の提供を積極的に進め、地域に密着した市民の大学として社会貢献活動を推進します。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
特別聴講生数	32名	40名	魅力ある講座を開講することにより、特別聴講生(市民)の増加を目指します。

施設の計画的な整備

- ・大学の教育施設として現在の状況では不十分である図書館や福利厚生施設の計画的な整備・充実を図ります。
- ・大月短期大学附属高校との併設問題の解消を視野に入れた施設の整備を検討します。

* **インターンシップ** 学生が在学中に企業などで一定期間自らの専攻や、将来の目標に関連した就業体験を行う教育制度のこと。

* **オープンキャンパス** 入学希望者を対象として、大学などが行う説明会や学校見学会のこと。

1-5-11 次代を担う青少年の育成を進める

心身ともに健やかな子どもたちが育つように、世代や地域を越えて皆で見守る体制づくりを進めます。

現況と課題

次代を担う青少年が、自主性・社会性を備え、心身ともにたくましく、心豊かに成長することは市民共通の願いです。

しかし、核家族化の進展や少子化の進行、さらには近年の通信技術の発達による情報化の急速な進展などにより、青少年を取り巻く社会環境が急激な変化を見せるなか、青少年非行の凶悪化や低年齢化等が大きな社会問題となっています。

青少年の健全育成には、家庭や地域での豊かな人間関係や変化する社会環境の中でのさまざまな体験が大きな影響を与えます。

したがって、家庭、学校、職場、地域などの生活領域を通して、連携を密にし、それぞれの教育機能をふまえながら、一体となって青少年の指導、育成、保護および更正の各方面にわたった対応を推進する必要があります。

スポーツ少年団等チーム数（平成19年1月現在）

	少年野球	ミニバスケットボール	サッカー	剣道	バレーボール	少林寺	柔道	陸上
チーム数	12	6	3	2	1	1	2	1

（資料：教育学習課）

個別目標達成のための施策

目指す姿

地域が青少年の健全育成をささえている

国際性豊かな青少年が育っている

実現に向けて〔施策〕

- ・地域における青少年の健全育成の強化（1-4-1再掲）
- ・青少年育成関係団体の連携強化
- ・地域教育力の充実
- ・地域育成会および子どもクラブ活動等の推進
- ・青少年環境浄化活動の推進

- ・姉妹都市相互交流の推進
- ・ホームステイの促進

1 - 5 住みやすく人が住み着くまち

施策の方向

地域が青少年の健全育成をささえている

地域における青少年の健全育成の強化(1-4-1 再掲)

- ・家庭教育の充実、青少年の地域活動と体験活動の推進、青少年育成環境の充実、青少年育成関係団体の連携などを進め、青少年の健全育成に努めます。

青少年育成関係団体の連携強化

- ・地域の育成会活動や子どもクラブと連携し、諸活動を促進しながら指導體制の充実・強化を図ります。
- ・青少年の健全育成にかかわる相談業務の充実・強化を図ります。

地域教育力の充実

- ・青少年育成推進員の充実・強化を図ります。
- ・青少年育成カウンセラーの充実・強化を図ります。
- ・地域での見守りウォークを継続的に行います。

地域育成会および子どもクラブ活動等の推進

- ・地域育成会・子どもクラブ活動・各種団体・サークル活動などへの支援を行い、これらの活動によって青少年の健全な居場所づくりを推進します。

青少年環境浄化活動の推進

- ・学校や地域、各種団体との連携を強化し、広く市民の総意を集結した、青少年育成大月市民会議の活動の充実を図ることで、次代を担う青少年の健全な育成を図ります。
- ・学校訪問等立入り調査指導の充実・強化を図ります。

国際性豊かな青少年が育っている

姉妹都市相互交流の推進

- ・オーストラリアのハービーベイ市との姉妹都市提携を生かし、国際性豊かな青少年の育成を図ります。

ホームステイの促進

- ・ホームステイの受入家庭数や希望者数などを把握し、ホームステイを実施することで国際性豊かな青少年の育成につなげます。

介護や保護を必要とする人も社会とのかかわりを持ち、高齢者・障害者が元気に活動できる体制づくりを進めます。

現況と課題

平成 12 年 4 月に始まった介護保険制度は、制度の浸透に伴い要介護者の認定が増加し、一段と進む高齢化を背景に、今後ますます要支援・要介護認定者数および介護保険給付額の増加が見込まれます。

このよう状況をふまえ、国は、平成 18 年 4 月に大幅に介護保険制度の見直しを行いました。高齢者の多くは住み慣れた地域や自宅で可能な限り暮らし続けたいと願い、積極的に社会参加することを望んでいるため、要介護状態の発生予防、悪化防止、改善に重点を置き、要支援・要介護状態になる前の介護予防をより一層重視して事業を進めています。本市においてもその趣旨をふまえ、それらの諸施策を推進していく必要があります。

一方、障害者が健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域社会で自立した生活を送るためには、ノーマライゼーションの考え方を基に、福祉・保健・介護・医療が連携したサービスの充実を図るとともに、障害者の社会参加への支援を行う必要があります。

また、平成 18 年 4 月に施行された「障害者自立支援法」では、身体・知的・精神の障害別福祉サービスを一元化し、障害者が自立した生活を送ることができるよう、地域での生活や就労支援中心のサービスへと転換が図られ、利用者の目的別に複数のサービスを組み合わせるサービス体系へと移行しました。本市においても、障害者のニーズを的確に把握し、必要なサービスを提供できる体制を整えることが課題となっています。

市内 65 歳以上在宅者要援護高齢者

(単位：人・%)

		平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
高齢者人口		7,557	7,634	7,821	7,901	7,968
要 援 護 高 齢 者	寝たきり高齢者	150	133	155	134	139
		2.0	1.7	2.0	1.7	1.7
	虚弱高齢者	287	277	282	271	243
		3.8	3.6	3.6	3.4	3.0
	一人暮らし高齢者	682	730	786	793	815
		9.0	9.6	10.0	10.0	10.2
	認知症高齢者	24	10	4	19	14
		0.3	0.1	0.1	0.2	0.2

下段%表示は高齢者人口に対して占める割合

(資料：福祉保健課)

1 - 5 住みやすく人が住み着くまち

個別目標達成のための施策

目指す姿	実現に向けて〔施策〕
高齢者が元気に活躍している	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者保健の推進(1-4-3 再掲) ・元気な高齢者支援の充実(1-4-1 再掲) ・一人暮らし高齢者の生活支援の充実(1-4-1 再掲) ・高齢者いきがい産業の育成(1-3-3 再掲)
介護や保護を必要とする人が社会とのかかわりの中でゆとりをもって生活している	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス基盤の整備(1-4-2 再掲) ・介護サービスの充実(1-4-2 再掲) ・公正な介護サービスの確保(1-4-2 再掲) ・地域福祉推進体制の確立(1-4-2 再掲) ・地域包括支援センターの運営(1-4-2 再掲) ・地域包括支援のネットワークの構築(1-4-2 再掲) ・在宅療養者および介護家族の相談・指導の充実(1-4-2 再掲)
障害者が地域の中で暮らせる環境が整備されている	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉のまちづくりの推進 ・障害者の社会参加の促進 ・障害者福祉の充実(1-4-1 再掲) ・災害時要援護者登録制度の充実(1-4-1 再掲)
障害者が自立できる環境が整備されている	<ul style="list-style-type: none"> ・障害程度区分認定調査事務の適正執行 ・在宅介護および支援体制の充実 ・施設福祉サービスの充実 ・補装具の給付 ・障害者自立支援法に基づく医療費の助成 ・地域生活支援サービスの充実
だれもが必要な支援を受けることができる(一部再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保障制度の充実(1-4-2 再掲) ・自立支援のための諸制度の充実(1-4-2 一部再掲)

施策の方向

高齢者が元気に活躍している

高齢者保健の推進(1-4-3 再掲)

- ・健康づくり、介護予防に関する知識の普及、意識の啓発を図ります。
- ・基本健診・各種がん検診および健診結果に基づく保健指導を実施します。
- ・生活習慣病予防、介護予防のための健康相談・健康教育を実施します。
- ・高齢期には、加齢に伴う運動機能の低下、足腰の痛み、生活習慣病の発症などの状態に陥ることが少なくないことから、適切な運動を心がけ、バランスの良い食生活を実践することで、元気な高齢者が増えるよう指導・支援に努めます。
- ・健診結果等に基づき、訪問指導を実施します。
- ・自己健康管理のための健康ファイル（手帳）の活用を促進します。
- ・80歳になっても20本以上自分の歯を保とうという、8020推進事業を推進します。

元気な高齢者支援の充実(1-4-1 再掲)

- ・高齢者がいつまでも健康でいられるよう、健康相談や健康教育、健康診査、訪問指導など老人保健サービスの充実に努めるとともに、初期段階の要介護者を対象に介護予防教室等を開催し、状態の改善、悪化の防止を図ります。
- ・地域の人々が高齢者を敬愛する思想の普及・充実に努めます。
- ・高齢者の生きがいと健康づくりを目的に、健康教室やスポーツ大会等の開催や、各種スポーツ活動への支援を行います。

一人暮らし高齢者の生活支援の充実(1-4-1 再掲)

- ・生活の安全確保を図るため、一人暮らしの高齢者への緊急通報システム、配食サービスなど生活支援の充実に努めます。

高齢者いきがい産業の育成(1-3-3 再掲)

- ・高齢者の就業機会の拡大を図ります。
- ・団塊の世代受け入れのための就業機会の拡大を図ります。

介護や保護を必要とする人が社会とのかかわりの中でゆとりをもって生活している

介護サービス基盤の整備(1-4-2 再掲)

- ・軽度者の要介護状態等の軽減、悪化防止のための効果的な介護予防サービスの提供を行います。
- ・要支援、要介護になるおそれのある高齢者（特定高齢者）および一般高齢者を対象とした効果的な介護予防事業を実施します。

介護サービスの充実(1-4-2 再掲)

- ・地域支援事業や新予防給付の実施、高齢者や家族に対する総合相談、虐待防止や早期発見等の権利擁護事業の実施、ケアマネジャーへの支援等のための地域拠点として地域包括支援センターを活用します。
- ・小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設サービス等の事業者の指定を行う地域密着型サービスを実施します。

公正な介護サービスの確保(1-4-2 再掲)

- ・利用者本位の視点からのサービス提供体制を計画的に構築し、サービスの質の確保や向上、情報開示の標準化、事業者規制の見直し、ケアマネジメントの見直し等を実施します。

地域福祉推進体制の確立(1-4-2 再掲)

- ・福祉・保健・介護・医療など重層的な地域福祉推進体制を整備します。
- ・地域住民同士が支えあっていく、地域包括ケア体制の支援を図ります。

1 - 5 住みやすく人が住み着くまち

地域包括支援センターの運営(1-4-2 再掲)

- ・高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続するためには、できる限り要介護状態にならないよう予防対策をはじめ、高齢者の多様なニーズや相談に総合的に対応し、必要な支援を包括的・継続的に行うため、地域包括ケアの中核的な役割を担う機関として、地域包括支援センターを充実します。
- ・地域包括支援センターでは、地域における 高齢者の実態把握や虐待への対応などを含む総合的な相談支援業務および権利擁護業務、 介護予防事業および介護保険法に基づく介護予防ケアマネジメント業務、 高齢者の状態に対応したケアマネジメントを支援する、包括的・継続的マネジメントの支援等の強化を図ります。
- ・地域包括支援センターの公正・中立性および適切な運営を確保するため、市の直轄による運営方式とし、地域包括支援センター運営協議会による事業評価を行いながら事業の質的向上を図ります。
- ・高齢化が進むことで要介護者の増加、医療費の増加が見込まれ、その抑制には健康寿命をできるだけ伸ばすことが重要であることから、介護予防事業を推進します。
- ・地域包括ケアマネジメントの提供は、福祉・保健・介護・医療の連携、地域の住民活動などを含めたさまざまな地域資源の統合が必要であるため、その育成・活用を図ります。

地域包括支援のネットワークの構築(1-4-2 再掲)

- ・支援を必要とする高齢者を見出し総合相談につなげるとともに、適切な支援を継続するため、地域におけるさまざまな関係者の地域包括ネットワークの構築を図ります。
- ・特に高齢者の虐待防止、認知症の早期発見については、「高齢者の虐待防止・認知症の早期発見ネットワーク」を構築します。
- ・平均寿命の延伸や高齢化が進む中で、だれもが健康で長生きできることを願っており、健康課題を抱えながらも住み慣れた地域で安心して生活していくためには、個人の努力と周囲の支援が必要であることから、福祉・保健・介護・医療が連携し、一人ひとりに適したサービスの提供や支援を行うことができる体制を強化します。

在宅療養者および介護家族の相談・指導の充実(1-4-2 再掲)

- ・要介護高齢者等の生活を支えていくため、在宅サービスだけでなく、在宅から施設入所、施設や病院からの退所、退所後のサービスの一貫性・継続性などさまざまなサービスを継続的、包括的に支援します。

障害者が地域の中で暮らせる環境が整備されている

福祉のまちづくりの推進

- ・公共施設等特殊建築物のバリアフリー化に努め、高齢者や障害者が暮らしやすいまちづくりを推進します。
- ・「山梨県幸住条例」に基づく福祉のまちづくりを推進します。
- ・障害者住宅整備資金貸付制度を充実し、住宅改修への支援など、生活環境の整備促進を図ります。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
バリアフリー等に配慮した施設整備の満足度	-	80%	バリアフリー化とユニバーサルデザインの普及を促進し、市民が満足できる生活環境の形成を図ります。
県条例に基づく建築等届出率	-	対象建物の100%	確認申請担当部署との連携により、特定施設建築の際の届出義務について、啓発に努めます。
相談・申請件数に対する補助件数	-	申請件数の100%	居室等を整備する費用の一部を負担し、日常生活の利便の確保と負担の軽減を図ります。

1-5-12 高齢者・障害者に優しいまちをつくる

障害者の社会参加の促進

- ・社会参加意識の高揚と誘導を図るために、福祉・保健・教育のネットワーク化による相談支援体制の充実に努めます。
- ・心身障害者の福祉作業所等通所の促進します。
- ・障害者の社会生活を支援するさまざまな施策を推進します。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
窓口等での相談に対する満足度	-	80%	多様化し、複雑な福祉・保健制度をわかりやすく簡潔に説明します。
障害者相談員の認知度	-	80%	障害者相談員の認知度を高めるため、広報等による周知に努めます。
作業所の利用者数	-	利用定員の100%	雇用に至らない障害者に活動の場を提供し、就労訓練と地域での生活を支援します。

障害者福祉の充実(1-4-1 再掲)

- ・障害者（身体・知的）相談員の活動支援を行います。
- ・身体・知的の障害者相談員は、生活意欲の向上と福祉の増進に寄与するため、障害者本人及びその家族を対象として相談に応じ、自立更正のために必要な指導・助言を行います。
- ・障害者団体の研修事業やサークル活動、手話等のコミュニケーションや通院等の移動支援など、多様な需要に対応できるボランティア組織を育成します。

災害時要援護者登録制度の充実(1-4-1 再掲)

- ・災害時要援護者登録制度の推進により要援護者や地域支援者を記載した登録台帳を整備し、民生・児童委員や地区社会福祉協議会、自主防災組織などに情報を提供して、災害時の救援活動が迅速に行えるように努めます。

障害者が自立できる環境が整備されている

障害程度区分認定調査事務の適正執行

- ・障害者自立支援法の施行に伴い、今後は認定調査および認定審査会による障害程度区分の決定により各種サービス支給量が決まるため、認定調査事務の適正執行に努めます。

在宅介護および支援体制の充実

- ・介護給付により在宅の障害者への訪問系サービスだけでなく、施設入所者の日中活動や居住の場を包括的に支援します。

施設福祉サービスの充実

- ・訓練等給付により施設入所者の自立を支援します。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
施設入所者	-	全入所数の10%減	施設の入所者への自立訓練や就労への移行を援助し、身近な地域で生活できるよう支援します。

補装具の給付

- ・障害者の社会生活や日常生活の利便の向上を図るため、補装具を給付および修理します。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
申請件数に対する補助件数	-	100%	補装具を購入し、修理する費用の一部を負担し、日常生活の利便性の向上と負担の軽減を図ります。

1 - 5 住みやすく人が住み着くまち

障害者自立支援法に基づく医療費の助成

- ・障害者自立支援法の施行に伴い、今まで障害の種類や年齢によって決められていた更生医療や障害児を対象とした育成医療、精神通院公費の三つの医療制度により助成されていた医療費を、引き続き自立支援医療として一本化し助成します。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
申請件数に対する補助件数	-	100%	どの障害の人も医療費の1割が原則として自己負担となりましたが、所得等に応じて上限が決められ、負担が重くならないよう配慮します。

地域生活支援サービスの充実

- ・障害者が地域の中で安心して暮らせるしくみを整備するため、自立支援法による地域生活支援事業が市町村の必須事業となりました。このため、障害者のニーズを的確に把握するとともに、真に必要な施策、制度、事業を経済的かつ効果的に構築します。
- ・地域の特性を生かしたサービス体制を整備し、障害者が身近な地域でサービスの提供を受けながら安心して生活できるまちづくりを目指します。
- ・各種障害者団体の文化・教養・スポーツ活動を支援し、障害者の自立と社会参加活動の促進を図ります。

指標名	現状値 平成17年	目標値 平成23年	指標の考え方
申請件数に対する補助件数	-	100%	日常生活用具を購入する費用の一部を負担し、日常生活の利便性の向上と負担の軽減を図ります。

だれもが必要な支援を受けることができる（一部再掲）

社会保障制度の充実(1-4-2 再掲)

- ・障害者が自らの能力や適性に応じて、地域で自立した生活をしていくための在宅福祉サービスの充実や、生活支援へのサービスなどを進めます。
- ・サービスの必要な高齢者や障害者への情報提供や生活相談に応じるとともに、福祉サービスを円滑に利用することができるよう関係機関との連携を図り、新たな制度の創設に努めます。
- ・日常生活において常時の介護を要する在宅の身体または精神に重度で持続する障害がある者に手当を支給し、本人および家族の生活の安定を図ります。
- ・障害によって発生する特別な経費負担を軽減するため、各種手当で支給制度を継続して実施します。

自立支援のための諸制度の充実(1-4-2 一部再掲)

- ・すべての市民が地域で自立した生活を送るため、高齢者支援、心身障害者支援などの諸制度の充実を図ります。

1-5-13 人を大切にするまちをつくる

性別、信条、国籍などに関係なく、すべての人が互いの人権を尊重するような社会の形成を目指します。

現状と課題

近年、女性にかかわる法や制度が整備され、女性の社会進出も着実に広がりを見せています。しかし、男女の地位については、家庭や仕事の場などさまざまな分野で、男女平等が十分実現されていないのが現状です。

また、家庭等での児童虐待や学校での体罰、いじめなどを子どもの人権問題としてとらえ、解決を図ることが望まれています。

このような、女性や子ども、高齢者、障害者、外国人等に対する差別を解消し、すべての市民が個性ある人間として平等に尊重され、あらゆる基本的人権が守られる社会を築いていくためには、市民一人ひとりが人権を尊重し、人権に対する認識と理解を深める必要があります。

人権相談等の件数

(単位：件)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
人権相談等の相談件数	61	109	109	98	145

(資料：地域協働推進室)

個別目標達成のための施策

目指す姿

すべての人が互いの人権を尊重しあっている

男女が共同して家庭や地域社会を築いている

実現に向けて〔施策〕

- ・人権を尊重するまちづくりの推進
- ・人権相談活動の充実
- ・人権教育の推進

- ・男女平等意識の確立
- ・男女共同参画社会の促進

1 - 5 住みやすく人が住み着くまち

施策の方向

すべての人が互いの人権を尊重しあっている

人権を尊重するまちづくりの推進

- ・人権意識の高揚を目指し、あらゆる人権問題に正しい理解と認識を深めるため、さまざまな機会を通じて人権意識の普及、啓発に努めます。

人権相談活動の充実

- ・関係機関との連携を図り、いじめや差別についての相談活動の充実に努めます。

人権教育の推進

- ・学校教育については、教育活動全体を通して、差別や偏見をなくす人権尊重の教育を基盤とした人権教育を、児童・生徒の発達段階や地域の実情に即して推進します。
- ・社会教育については、各種の学習機会を通して、人権尊重の意識の普及に努めます。

男女が共同して家庭や地域社会を築いている

男女平等意識の確立

- ・性別役割分担の意識の是正に向けた普及、啓発に努めます。
- ・男女共同参画のための学習機会の提供を進めます。

男女共同参画社会の促進

- ・家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において男女共同参画を促進します。
- ・地域課題や生活課題の解決に男女がともに取り組めるよう、各種活動などへの共同参加を進めます。
- ・女性が働きやすい職場づくりを支援するため、男女雇用機会均等法や育児・介護休業制度の普及を促進します。
- ・仕事と子育ての両立支援を図るため、働き続けることができる環境整備の推進や、子育て後の再就職などの支援に努めます。

